

長周期地震動対策について

1. これまでの経緯

- 国土交通省では、平成20年度より、建築基準整備促進事業を活用し、長周期地震動を考慮した設計用地震動の作成手法の検討開始。
- 平成20～21年度の成果に基づき、「超高層建築物等における長周期地震動への対策試案」を作成。平成22年12月より平成23年2月にかけて、意見募集を実施。

※試案の骨子

[超高層建築物等を建築する場合への対策]

- ・超高層建築物等の大臣認定の運用を見直し、①想定東海地震、東南海地震、宮城県沖地震の3地震による長周期地震動を考慮した設計用地震動による構造計算を求めるとともに、②家具等の転倒防止対策に対する設計上の措置について説明を求めます。
- ・また、今回対象の3地震以外の地震や、複数が連動する場合の設計用地震動について余裕を持った設計を行う場合の参考情報を提供します。

[既存の超高層建築物等への対策]

- ・大臣認定を受けた超高層建築物、免震建築物のうち、今回対象の3地震による長周期地震動による影響が大きいものについて、再検証し、必要な補強等を行うよう要請します。

2. 現状

- 意見募集の結果、以下のような意見を頂いている。
 - ・長周期地震動に対して何らかに対応すべきという方向性には賛成。
 - ・南海地震や連動型地震等を対象地震に追加すべき。
 - ・入力だけではなく、クライテリアもあわせて提示すべき。
 - ・既存建築物への遡及は厳しく、緩和措置、補助等が必要。
- また、東北地方太平洋沖地震による地震記録が多数観測されている。
- 今年度の建築基準整備促進事業（課題27-1、27-2、27-3、42）において、上記に関する技術的検討を実施することとし、事業主体が決定したところ。

3. 今後の方針案

- 本委員会の下に長周期地震動に関する検討WGを設置し、本WGにおいて、上記の結果を踏まえ、成案化に向けた検討を行う。